鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則(平成18年鳥取県規則第25号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (鳥取県事務処理権限規則の一部改正)
- 2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を 当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改正前
W # 12	
別長第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関系)	DL 第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条 第1条 第1条 第1条 第1条 第1条 第1条 第11条 第1
行脈が発見 人権局 地域づくり支援局 くらしの安心局 経角・静経室 雇用人株は室 産業展開	総 行体の発言 人権局 地域づくり支援局 くらしの安心局 経済重報室 雇用人株協室 産業局側
室市耕品、森林・林業室、農株給売がひめ留調局の御事員は名事物理都	室 市耕品 森林・株業室 農株給研究成め強展制の個事門は私事物理都
事 項 事務処理権限の区分	事 項 事務処理権限の区分
東 決 権 者 数田域報書 長の名称	
名種類 内容 知事 地方機 部長 局長 課長 地方機 関の長	名種類 内容知事 地塊 地塊 財力機 開及長 課長 関の長
略	略
水一~十九 略	水 一~十九 略
建	産 課 二十 無取果 1 同様則第6条の規
<u>二</u> 十 略	<u></u>
<u></u>	<u>_+_</u> 略
<u>_+_</u> 略	<u>二十三</u> 略
二十三 略	二十四 略